

## 建設業関連委託業務競争入札参加資格審査申請受付要領（令和5・6年度）

1. 受付期間 令和5年1月10日(火) から 令和5年1月31日(火)まで  
午前8時30分 から 午後5時15分まで （※土曜日、日曜日を除く）  
※この期間以降も随時受付を行います。期間内に申請をされなかった場合は、  
年度当初の入札に参加できない場合があります。
2. 有効期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日
3. 提出方法 郵送または持参（杵藤地区広域市町村圏組合 事務局総務課）  
※できる限り郵送にて提出してください
4. 提出部数 1部
5. 資格要件
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者。
  - (2) 希望工種について、それぞれに必要な登録、免許又は許可を受けている者。
  - (3) 暴力団員による実質的な経営への関与等、暴力団員との関係を持たない者。
  - (4) 国税及び地方税の滞納がない者。
6. 提出書類（A4サイズ）
  - (1) 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等) (様式1)
  - (2) 測量等実績調書 部門別に直近過去2カ年分を記載すること。 (様式2)
  - (3) 技術者経歴書 (様式3)
  - (4) 営業所一覧表 (様式4)
  - (5) 登録証明書(写し可)  
※営業に関し、登録・認可等を必要とする業種について登録証明書等の写し。(事業所ごとに登録が必要な業務については、本店及び委任先の支店等の登録証明等の写し。)  
※「測量業務」を希望される場合は、本店及び委任先の支店等の「別表第十二(第十四条関係)添付書類(ホ)(法第55条の3第4号)」の写し。  
※「建築関係建設コンサルタント業務」の「建築一般」を希望される場合は、本店及び委任先の支店等の建築事務所の登録証明の写し。  
※「補償関係コンサルタント業務」の「不動産鑑定」を希望される場合は、本店及び委任先の支店等の「不動産鑑定業者登録申請書 別記様式第七」の写し。
  - (6) 法人登記簿謄本(写し可)又は代表者の身分証明書(写し可。個人の場合。)
  - (7) 財務諸表(R3年度:直近1年分)  
※貸借対照表・損益計算書及び利益処分に関する書類、またはこれらに順ずる書類  
※個人の場合は、決算書・確定申告書
  - (8) 委任状 (様式5)  
※支店・営業所等に委任する場合のみ提出。  
※委任者の印は本店(本社)の代表者(代表取締役等)の実印。  
※受任者の印は支店・営業所等の代表者の印(使用印鑑届の印と同じもの)。
  - (9) 使用印鑑届 (様式6)

- ※見積り・入札・契約の締結・請求書等に使用する印を使用印の欄に押印する。
- ※使用する印鑑が実印の場合でも使用印の欄に実印を押印する。
- ※支店・営業所等に委任している場合は、使用印は委任状の受任者欄に押印している印と同じものを押印する。
- ※社印（角印）のみを使用印とすることはできない。

(10) 誓約書 (様式7)

- ※本店（本社）にて入札・契約等を行う場合は、本店（本社）の代表者が記載。
- ※様式5にて委任を行う場合は、本店（本社）及び支店・営業所の誓約書も必要になります。
- ※印鑑は、本店の代表者は代表者の実印を、支店等の代表者は委任状に押印した印とする。

(11) 印鑑証明書（写し可）

(12) 納税証明書または完納証明書（写し可）

- ※法人税・法人事業税等事業に係る分、及び消費税・地方消費税
- ※支店・営業所等に委任される場合は、県税・市町村税については、委任先の証明書のみを添付する。

(13) 返信用封筒（84円切手貼付）又は官製はがき（申請書を郵送で提出する場合の受領通知用）

※様式1～6については、組合が指定している様式の内容と同等のものであれば、独自様式での提出も可。（※ただし【様式7】については組合指定の様式にて提出をお願いします。）

## 7. 製本の方法

- ・提出書類は、上記の順にA4版ファイル（桃色、綴じ具が金属製でないもの）で綴じてください。※ファイルの背表紙には、文書名、会社名等を記入してください。
- 記入例：建コ 令和5・6年度競争入札参加資格審査申請書 ○○○○（会社名）

## 8. 提出後の取扱

提出される様式に記入された個人情報については、杵藤地区広域市町村圏組合一般競争（指名競争）入札参加資格の審査の為にのみ使用し、ご本人の承諾無しに第三者に提供することはありません。詳しくは、本広域のホームページのプライバシーポリシー（<http://www.kitou-web.jp/policy/privacy.html>）をご覧ください。

## 9. 入札参加資格の取り消し

- ・業務に関し法律上必要とする登録を取り消されたとき。
- ・今回の申請に係る、申請書及び添付書類に虚偽の記載があったとき。
- ・本要領「5. 資格要件」に該当しなくなったとき。

### 【提出先】

〒849-2201 佐賀県武雄市北方町大字志久 1557 番地 1 杵藤地区広域市町村圏組合 事務局総務課（電話 0954-36-4570）
---